

量の見込みについて

(1) 「量の見込み」とは

子ども・子育て支援法において、市町村は、国が示す基本指針に即して、5年（今回は平成27年度～平成31年度）を1期とする市町村子ども・子育て支援事業計画を策定することとされており、計画の中で、各年度の教育・保育及び地域子ども子育て支援事業の「量の見込み」とそれに対応する「提供体制の確保」の内容を定めることとなっている。

(2) 「量の見込み」の考え方

量の見込みの算出に当たっては、国が示す手引きに従い、保護者に対する利用希望把握調査等（以下、ニーズ調査）の結果から、就労状況や希望等を踏まえた潜在的な「家庭類型」に分類し、推計児童数に乗じて家庭類型別児童数を算出したうえで、各家庭類型におけるサービス利用意向率を乗じて算出します。

| | | | | | | |
|-------|---|-----------|---|-------|---|-------|
| 推計児童数 | × | 潜在的家庭類型割合 | × | 利用意向率 | = | 量の見込み |
|-------|---|-----------|---|-------|---|-------|

(3) 潜在的家庭類型について

保護者の就労状況等により、タイプAからタイプFまで8つの潜在的家庭類型に分類します。潜在的家庭類型とは、今後の就労意向（現在、就労していない母親が、すぐにでも、もしくは1年以内に就労したいと思っている等）を反映させたものです。

タイプA＝ひとり親、タイプB＝フルタイム×フルタイム、タイプC＝フルタイム×パートタイム（保育の必要性が高い）などの分類です。

(4) 利用意向率について

意向利用率とは、各家庭型に分類された人のうち、当該事業を利用したいと回答した人の割合（無回答を除く）です。例えば、ニーズ調査において「タイプC」に分類された人が103人いたとして、「できれば病児・病後児保育施設を利用したいか」との設問に対し、10人が「利用したい」と回答し、3人が無回答だった場合、タイプCの病児・病後児保育に対する利用意向率は、 $10 \div (103 - 3) \times 100 = 10\%$ となります。意向利用率は潜在的家庭類型ごとに算出します。